

あいち中小企業応援ファンド助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、県が定めるあいち中小企業応援ファンド事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、財団法人あいち産業振興機構（以下「機構」という。）が地域の活性化及び産業の一層の活性化を図るために実施する助成金交付事業に関する必要事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施を目的とする。

(助成対象事業者及び助成対象事業)

第2条 第1条に規定する助成金の交付の対象となる事業者及び対象事業は次に掲げる区分に従い、それぞれの区分ごとに記載したものとする。

(1) 中小企業者枠

ア 助成金の交付対象となる事業者は、県内に本社又は主たる事務所を有する次の中小企業者又はグループとする（以下これらを「中小企業者等」という。）

(ア) 中小企業者 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号。以下「中小企業地域資源活用促進法」という。）第2条第1項に規定する個別の中小企業者及び団体

a 個別の中小企業者 中小企業地域資源活用促進法第2条第1項第1号から第5号までに規定する中小企業者

b 団体 中小企業地域資源活用促進法第2条第1項第6号から第8号までに規定する中小企業者

(イ) グループ (ア)の中小企業者が複数で構成するもの

イ 助成金の交付対象となる事業は、中小企業者等が実施する県内の地域資源を活用した新事業展開のために行う次の事業とする。

(ア) 新製品（商品）開発

(イ) 販路拡大

(ウ) 人材育成（新製品（商品）開発、販路拡大につながるもの）

(2) 支援機関枠

ア 助成金の交付対象となる事業者は、県内に主たる事務所を有する商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、観光協会（法人格を有するものに限る）、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、民法第34条に規定する公益法人、特定非営利活動法人又はその他、営利を目的としない法人（以下「支援機関」という。）とする。

ただし、特定非営利活動法人については、県内の地方公共団体からの中小企業育成又は振興に関する業務受託等の自治体と連携をして業務を行った実績を複数回有することを条件とする。

イ 助成金の交付対象となる事業は、中小企業者等の県内の地域資源を活用した新事業展開を促すため、支援機関が実施する次の事業とする。

(ア) 新製品（商品）開発

(イ) 販路拡大

(ウ) 人材育成（新製品（商品）開発、販路拡大につながるもの）

(エ) 地域資源活用による新事業展開の機運を醸成するため、県内各地域で実施す

る普及・啓発の取組

(助成対象経費)

第3条 助成金は、前条で規定する助成対象事業者が助成対象事業を実施するために必要な経費であって、別表「助成対象経費」に掲げるもののうち、機構理事長(以下「理事長」という。)が必要かつ適正と認めるものについて、予算の範囲内で交付する。

ただし、各年度における助成総額の70%以上は、中小企業基盤整備機構法第2条第1項に規定する中小企業者及びこれらを支援する事業を行う者に対する助成とする。

なお、国又は県の他の補助金を活用する事業がある場合は、重複する事業は除くものとする。

(助成率及び助成限度額)

第4条 第2条に規定する助成事業に対する助成率及び助成限度額は、次のとおりとする。

(1) 助成率

ア 中小企業者枠

助成対象経費の2分の1以内

イ 支援機関枠

(ア) 中小企業者等の新製品(商品)開発、販路拡大、人材育成を支援する事業

助成対象経費の3分の2以内

(イ) 地域資源活用による新事業展開の機運を醸成するため、県内各地域での普及・啓発を行う事業

助成対象経費の10分の10以内

(2) 助成限度額

ア 中小企業者枠

(ア) 個別の中小企業者

助成限度額 50万円以上 300万円以内

(イ) グループ及び団体

助成限度額 50万円以上 500万円以内

イ 支援機関枠

(ア) 中小企業者等の新製品(商品)開発、販路拡大、人材育成を支援する事業

助成限度額 100万円以上 1,000万円以内

(イ) 地域資源活用による新事業展開の機運を醸成するため、県内各地域での普及・啓発を行う事業

助成限度額 100万円以上 500万円以内

(助成期間)

第5条 助成事業の助成期間は、1年以内とし、助成金交付決定日以降、同一年度内の3月31日までに実施する事業を助成対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業の内容によっては、助成期間を交付決定の日のあった年度から最長3年度を限度とすることができる。ただし、1年の助成期間(交付決定の日からその年度末)を超える事業の申請にあたっては、事業年度ごとに助成金の交付申請を行うものとする。

(交付の申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする事業者は、あいち中小企業応援ファンド助成金交付申請書 (様式第 1 号) に関係書類を添えて、理事長が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 助成金の交付を受けようとするものは、前項の規定による助成金の申請をするにあたって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律 (平成 6 年法律第 1 0 9 号) 及び地方税法等の一部を改正する法律 (平成 6 年法律第 1 1 1 号) の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定)

第 7 条 理事長は、前条の規定により助成金を受けようとする事業者からあいち中小企業応援ファンド助成金交付申請書の提出があったときは、書面審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、理事長が別に設置するあいち中小企業応援ファンド助成事業審査委員会を開催し、その審査結果を踏まえ、助成金を交付すべき事業及び額の決定を行う。

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付決定をしたときは、速やかにあいち中小企業応援ファンド助成金交付決定通知書 (様式第 2 号) により、助成金の交付を申請した事業者へ通知するものとする。

3 理事長は、前項の決定に際して次の条件を付すものとし、また、必要に応じてその他の条件を付すことができるものとする。

(1) 助成金の交付決定を受けた事業者 (以下「助成事業者」という) は、あいち中小企業応援ファンド事業実施要領及びあいち中小企業応援ファンド助成金交付要領の規定に従うこと。

(2) 助成事業者は、助成金交付年度終了後においても、理事長が行う助成事業の成果に関する調査に協力すること。

(助成事業の内容の変更等)

第 8 条 助成事業者は、助成事業の内容又は助成事業に要する経費の配分の変更 (理事長が別に定める軽微なものを除く。) をしようとするときは、速やかにあいち中小企業応援ファンド助成事業変更承認申請書 (様式第 3 号) により理事長の承認を受けるものとする。

(助成事業の遅延等)

第 9 条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は助成事業の遂行が困難となったときは、速やかにあいち中小企業応援ファンド助成事業遅延等報告書 (様式第 4 号) を理事長に提出し、その指示を受けるものとする。

(助成事業の中止等)

第10条 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかにあいち中小企業応援ファンド助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により理事長の承認を受けるものとする。

（申請の取り下げ）

第11条 助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、助成金交付決定通知を受けた日から20日以内にあいち中小企業応援ファンド助成金交付申請取下書（様式第6号）を理事長に提出して取り下げを行うものとする。

（公表）

第12条 理事長は、助成金の交付が決定された事業については、助成先の事業主体名、事業名、事業概要を公表するものとする。

（助成事業の執行）

第13条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

（事業遂行状況報告）

第14条 助成事業者は、理事長から助成事業の遂行状況の照会があった場合には、あいち中小企業応援ファンド助成事業遂行状況報告書（様式第7号）を理事長が別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

（助成事業の遂行等の命令）

第15条 理事長は、助成事業者が提出する報告等により、助成事業者の実施する事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って助成事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

（実績報告）

第16条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ）は、当該事業が完了した日から起算して20日以内又は助成金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、あいち中小企業応援ファンド助成事業実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第17条 理事長は、前条の規定により助成事業者から実績報告書の提出を受けたときは、書面審査及び必要に応じ現地調査等を行い、助成事業者の実施した事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、あいち中小企業応援ファンド助成金確定通知書（様式第9号）により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第 18 条 助成事業者は、前条の通知を受けた後、助成金の交付を受けようとするときは、あいち中小企業応援ファンド助成金精算払請求書 (様式第 10 号) を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が特別な理由があると認めた場合には、助成事業者は、助成金交付決定額 (第 7 条第 1 項の規定に基づき決定した額) の全部又は一部をあいち中小企業応援ファンド助成金概算払請求書 (様式第 11 号) により請求することができる。なお、概算払による助成金の交付を受けた場合には、概算払精算書 (様式第 12 号) を提出するものとする。

(助成金交付決定の取消し)

第 19 条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為があったとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (4) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。

2 前項の規定は、助成金交付額の確定があった後においても適用する。

3 理事長は、助成金交付決定の取消しをした場合には、その旨を助成事業者に対し速やかに通知するものとする。

(助成金の返還)

第 20 条 助成事業者は、前条の規定により、助成金交付決定の取消しを受けた場合において、既に助成金の交付を受けているときは、助成金を返還しなければならない。

2 助成事業者は、第 16 条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定し、その金額が実績報告時の金額を上回った場合には、あいち中小企業応援ファンド助成金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書 (様式第 13 号) を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び遅延金)

第 21 条 助成事業者は、前条の規定により交付を受けた助成金の返還を求められたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額につき年 10 . 95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 助成事業者は、助成金の返還を求められ、これを納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10 . 95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(立入検査等)

第 22 条 理事長は、助成金交付事業の適正を期するため、必要があるときは、助成事業者に対して報告を求め、又は機構の職員にその事務所、事業所に立ち入り、帳簿書類そ

の他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(助成金の経理)

第 2 3 条 助成事業者は、助成金に係る経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第 2 4 条 助成事業者は、あいち中小企業応援ファンド助成金により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、当該事業の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等を処分する場合には、あいち中小企業応援ファンド助成事業財産処分承認申請書（様式第 1 4 号）により理事長の承認を受けなければならない。

3 前項の場合において、助成事業者は、当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）」に定める期間を経過している場合を除き、取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付しなければならない。

(収益納付)

第 2 5 条 試作・開発を伴う事業を実施した助成事業者は、各年における助成事業成果の事業化状況を、あいち中小企業応援ファンド助成事業に係る事業化状況報告書（様式第 1 5 号）により、助成事業終了後 5 年間、毎年度終了後 3 0 日以内に理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、事業化状況の報告により当該助成事業者に相当の利益が生ずると認められる場合においては、当該助成金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付させるものとする。

ただし、この場合の納付額は、助成金額のうち試作・開発費の額を限度とし理事長が別に定める。

(雑則)

第 2 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 5 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 8 月 1 1 日から施行する。

別表

助成対象経費

枠	助成対象経費の区分	内 容
中小企業枠	謝 金	講師謝金、専門家謝金
	旅 費	従事者旅費、講師旅費、専門家旅費、従事者海外旅費（海外展示会事業のみ）、専門家海外旅費（海外展示会事業のみ）
	事 業 費	会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット作成費、広告宣伝費、通訳料（翻訳料含む）雑役務費、保険料、借損料、特許権等産業財産権取得費、コンサルタント料、委託費（試作・開発費に係る部分を除く）
	試作・開発費	原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、外注加工費、コンサルタント料、委託費
	そ の 他	上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める経費
支援機関枠	謝 金	委員謝金、講師謝金、専門家謝金
	旅 費	職員旅費、委員旅費、講師旅費、専門家旅費、職員海外旅費（海外展示会事業のみ）、委員海外旅費（海外展示会事業のみ）、専門家海外旅費（海外展示会事業のみ）
	事 業 費	会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット作成費、広告宣伝費、通訳料（翻訳料含む）雑役務費、保険料、借損料、コンサルタント料、委託費（試作・開発費に係る部分を除く）
	試作・開発費	原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、外注加工費、コンサルタント料、委託費
	そ の 他	上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める経費

助成対象経費の詳細については、理事長が別に定める。

財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所在地
名称
代表者氏名

印

年度あいち中小企業応援ファンド助成金交付申請書

あいち中小企業応援ファンド助成金の交付を受けたいので、あいち中小企業応援ファンド助成金交付要領第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成事業に要する経費及び助成金交付申請額

助成事業に要する経費 円
助成金交付申請額 円

2 助成率

()

中小企業者枠(2分の1)か支援機関枠(3分の2)の別

3 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

(添付資料)

- ・ あいち中小企業応援ファンド助成事業計画書(別紙1のとおり)
- ・ 直近の決算書
- ・ 法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書(3か月以内)(定款又は寄付行為でも可)
- ・ 個人の場合は印鑑証明書(3か月以内)
- ・ グループで申請する場合は、グループ規約、組織図(代表者及び経理担当者を明示)、参加企業概要、参加企業全社の決算書
- ・ その他必要と認めるもの

(事業計画が複数年に亘る場合は、次年度以降の事業実施内容を記載する)

次年度以降の事業実施計画

実施年度	事業費(千円)	内 容

(6) 事業実施体制

(7) 地域資源活用の視点

(8) 需要開拓の見通し

(9) 地域における関係事業者の連携並びに地域産業への貢献及び波及効果の可能性

(1 0) 助成事業の達成目標

達成目標

達成目標の指標

達成目標計画

単位:千円

	直近期末 実績	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	10年後
売上高							
経常利益(計画)							

(1 1) 他の補助金の重複 申請	・あり ()・なし
------------------------	------------

2 経費明細表

(1) 助成事業に要する経費

(単位:円)

	助成事業に要する経 費	助成対象経費	助成金要望額
平成 年度			
平成 年度			
平成 年度			
総 額			

(3) 本年度の資金調達内訳

(単位：円)

区 分	助成事業に要する経費	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
助 成 金		
そ の 他		
合 計		

(4) 本年度の助成金要望額の手当て方法 (上記 (3) の助成金要望額の手当て方法)

(単位：円)

区 分	助成金相当額	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
そ の 他		
合 計		

(5) 助成事業の経理担当者の役職名・氏名

(注) (2) 本年度の経費配分内訳の助成事業に要する経費の合計額が、(3) 本年度の資金調達内訳の合計額と一致すること。

様

財団法人あいち産業振興機構理事長

年度あいち中小企業応援ファンド助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった標記助成金については、あいち中小企業応援ファンド助成金交付要領第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 助成金交付申請額 金 円

2 助成金交付決定額 金 円

3 交付に係る条件

- (1) 助成事業者は、あいち中小企業応援ファンド事業実施要領及びあいち中小企業応援ファンド助成金交付要領の規定に従うこと。
- (2) 助成事業者は、助成金交付年度終了後においても、理事長が行う助成事業の成果に関する調査に協力すること。

平成 年 月 日

財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所在地
名称
代表者氏名

印

年度あいち中小企業応援ファンド助成事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定通知を受けた標記助成事業の内容を下記のとおり変更したいので、あいち中小企業応援ファンド助成金交付要領第8条の規定に基づき、申請します。

記

1 助成事業名

2 変更の理由

3 変更の内容

財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所在地
名称
代表者氏名

印

年度あいち中小企業応援ファンド助成事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定通知を受けた標記助成事業について、下記のとおり事故がありましたので、あいち中小企業応援ファンド助成金交付要領第9条の規定に基づき、報告します。

記

- 1 助成事業名
- 2 助成事業に要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 助成事業の遂行及び完了の予定

平成 年 月 日

財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所在地
名称
代表者氏名

印

年度あいち中小企業応援ファンド助成事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定通知を受けた標記助成事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、あいち中小企業応援ファンド助成金交付要領第10条の規定に基づき、申請します。

記

1 助成事業名

2 中止（廃止）の理由

3 事業を中止する期間

平成 年 月 日

財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

年度あいち中小企業応援ファンド助成金交付申請取下書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定通知を受けた標記助成事業について、あいち中小企業応援ファンド助成金交付要領第 11 条の規定に基づき、下記の理由により取下げます。

記

1 助成事業名

2 取下げの理由

財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

年度あいち中小企業応援ファンド助成事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定通知を受けた標記助成事業の遂行状況について、あいち中小企業応援ファンド助成金交付要領第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 遂行状況

2 今後の見込み

財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所在地
名称
代表者氏名

印

年度あいち中小企業応援ファンド助成事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定通知を受けた標記助成事業を実施しましたので、あいち中小企業応援ファンド助成金交付要領第 16 条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業名
- 2 交付決定額
- 3 助成金申請額

添付書類

あいち中小企業応援ファンド助成事業活動実績表（別紙 1）

(別紙1)

あいち中小企業応援ファンド助成事業活動実績表

1 今年度実施した事業の内容

(1) 事業実績

平成 年度事業完了年月日：

(2) 事業実施の成果

2 助成事業に要した経費

(1) 総括表

(単位：円)

経費区分	助成事業に要した経費	助成対象経費	助成金交付申請額
謝金			
旅費			
事業費			
試作・開発費			
その他の経費			
合計			

(2) 経費支出内訳

(単位：円)

経費区分	内 容	助成事業に要した経費	助成対象経費	経費内訳	助成金交付申請額
合計					

(注1)「経費区分」とは、謝金、旅費、事業費、試作・開発費、その他の経費をいう。

(注2)「助成事業に要した経費」とは、当該事業を遂行するために支出した経費をいう。

(注3)「助成対象経費」とは、「助成事業に要した経費」のうちで助成対象となる経費をいう。

(注4)「経費内訳」は、必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。

(注5)「助成対象経費」及び「経費内訳」は、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入すること。

(注6)「助成金交付申請額」とは、「助成対象経費」のうち助成金の交付を希望する額で、その限度は、「助成対象経費」に助成率を乗じた額になる。

(3) 資金調達実績

(単位：円)

区 分	助成事業に要した経費	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
助 成 金		
そ の 他		
合 計		

(注) (2) 本年度の経費支出内訳の助成事業に要した経費の合計額が、(3) 本年度の資金調達実績の合計額と一致すること。

様

財団法人あいち産業振興機構理事長

年度あいち中小企業応援ファンド助成金確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった標記助成金については、あいち中小企業応援ファンド助成金交付要領第 17 条の規定に基づき、下記のとおり助成金の額を確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|--------------|---|--|---|
| 1 事業名 | | | |
| 2 事業費 | 金 | | 円 |
| 3 助成事業に要する経費 | 金 | | 円 |
| 4 助成金確定額 | 金 | | 円 |

財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

年度あいち中小企業応援ファンド助成金精算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった標記助成金について、あいち中小企業応援ファンド助成金交付要領第18条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 助成金確定額 金 円

2 請求額

3 振込先

金融機関名

支店名

普通・当座の別

口座番号

口座名義

平成 年 月 日

財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

年度あいち中小企業応援ファンド助成金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で通知を受けた助成金について、あいち
中小企業応援ファンド助成金交付要領第 18 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 助成金交付決定額 金 円

2 概算払請求額

3 概算払を必要とする理由

4 振込先

金融機関名

支店名

普通・当座の別

口座番号

口座名義

概 算 払 精 算 書							
決 裁 欄							
年度	会計						
支出科目							
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">概算額</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">精算額</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">差引過不足額</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">平成 年 月 日</p> <p style="margin-left: 40px;">年度あいち中小企業応援ファンド助成金として概算払を受けた経費について、あいち中小企業応援ファンド助成金交付要領第 18 条の規定に基づき、上記のとおり精算します。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(名 称 及 び代表者氏名)</p> <p style="margin-top: 20px;">財団法人あいち産業振興機構理事長 殿</p>		概算額	円	精算額	円	差引過不足額	円
概算額	円						
精算額	円						
差引過不足額	円						
備考							

平成 年 月 日

財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所在地
名称
代表者氏名

印

あいち中小企業応援ファンド助成金に係る消費税額及び
地方消費税額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった標記助成金つ
いては、あいち中小企業応援ファンド助成金交付要領第 20 条の規定に基づき、下記のと
おり報告します。

記

- 1 助成金額（財団法人あいち産業振興機構理事長が確定通知書により通知した額）
金 円
- 2 助成金額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金額に係る消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額
金 円
- 4 助成金額返還相当額（3 - 2）
金 円

- （注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者であっても、単純に助成金額の 5 %相当額が消費税及び地方消費税
に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所在地
名称
代表者氏名

印

あいち中小企業応援ファンド助成事業財産処分承認申請書

年度あいち中小企業応援ファンド助成事業により取得した財産等を下記のとおり処分したいので、あいち中小企業応援ファンド助成金交付要領第24条第2項の規定に基づき、申請します。

記

1 取得財産等の品名及び取得年月日

(1) 品名

(2) 取得年月日 年 月 日

2 取得価格及び時価

(1) 取得価格 金 円

(2) 時価 金 円

3 処分の方法

4 処分の理由

財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所在地
 名称
 代表者氏名

印

あいち中小企業応援ファンド助成事業に係る事業化状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定を受けたあいち中小企業応援ファンド助成事業に関し、 年度の事業化状況について、あいち中小企業応援ファンド助成金交付要領第 25 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(単位：円)

助成金確定額 (A)	助成事業に係る 本年度収益額 (B)	控除額 (C)	本年度までの助 成事業に係る支 出額 (D)	前年度までの機 構への納付額 (E)

(注1) この報告は、試作・開発を伴う事業を行った場合に提出する。

(注2) (B) は、助成事業の実施、産業財産権等の譲渡又はその他助成事業の実施結果の他への供与による本年度の総収入額から総収入を得るために要した額を差し引いた額の合計額をいう。

(注3) (C) は、助成事業に係る全経費のうち、助成事業者が自己負担によって支出した額の5分の1をいう。

(注4) (D) は、本年度までに助成事業に係る経費として支出された全ての経費をいう。

(注5) (E) は、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。